



電波法に基づく較正申込書

一般財団法人日本品質保証機構 宛

別紙ご了承事項に同意し、下記のとおり申し込みます。

JQA使用欄 申込書バーコード*		JQA使用欄 供試品バーコード*		受付番号 JQA受付日		年	月	日
申込者(請求先) [必須]								
フリガナ 企業名								
住所		〒						
責任者名		㊟		責任者所属				
フリガナ ご担当者名		E-mail [必須]						
		TEL						
所属(部課名)		FAX						
機器及び依頼内容 [必須]								
<input type="checkbox"/> 証明書番号()と同様 ※ 機器及び依頼内容は、測定器ごとの記入用紙(別紙)にご記入ください。 ただし、証明書番号()と同様を選択し、()内に前回証明書番号をご記入いただいた場合は、記入用紙(別紙)は不要です。								
証明書等の発行書類 [必須]								
発行形態 (付属書類を含む)		<input type="radio"/> デジタル (PDF形式) <input type="radio"/> 紙 (有料)		発行形態の記載がない場合は【デジタル発行】となります。 申込後の変更は承れません。 デジタル発行の場合、お申込者様の[E-mail]欄の1アドレスに送信いたします。				
<input checked="" type="checkbox"/> 和文証明書(較正手数料に含む)								
<input type="radio"/> 証明書番号()と同様 <input type="radio"/> 申込者と同様 <input type="radio"/> 以下に記載								
宛名 証明書	企業名							
	住所		〒					
<input type="checkbox"/> 副本(2通まで)(有料) 和文 通								
機器返却方法 [必須] (元払費用、保険費用は、較正手数料に加えてご請求いたします)								
<input type="radio"/> 引取 <input type="radio"/> 宅配元払 <input type="radio"/> 宅配着払 梱包数 個口 保険が必要な場合の保険金額 万円								
通信欄 (証明書、機器、請求書等の送付先が申込者と異なる場合、見積書が必要な場合等、その他連絡事項をご記入ください)								

●お申し込み内容を確認後、お引き受けできない場合がございますので、ご了承ください。

●終了予定日は、受付後お申込者様宛にお知らせいたします。

●ご提供いただきましたお客さまの個人情報は、較正等の業務の実施に係る連絡、調整並びに当機構が実施しております他の業務や新規業務の案内・市場調査及びそれら業務に係る各種情報の提供に限り利用させていただきます。

様式番号:010426_D

返却日	引取者印	終了予定日
JQA使用欄		

電波法に基づく較正のお申し込みに関する了承事項

終了予定日、料金等及び次の事項についてご検討の上、ご了承いただければ、供試品等をお持ち下さい。

(お申し込みについて)

1. 終了予定日及び見積書に記載する料金等は、標準工程に基づくものです。終了予定日とは、持込においては、引取可能日であり、輸送業者利用の場合は、当機構発送日といたします。輸送業者利用時は、精密機器運搬に耐えうる梱包をして下さい。ただし、無梱包輸送サービスを利用する場合は除きます。

(お申し込みの取消等)

2. お客様において、以下の事項の一つにでも該当する場合、当機構の判断でお申し込みを受け付けないこと、また一旦受け付けたお申し込みを取り消すことがあります。なお、原則として、一旦受け付けたお申し込みを取り消す場合、料金につきましてはそれまでの実費を請求させていただきます。
 - ①お申し込みが、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
 - ②お客様が本了承事項11. に違反した場合。なお、この場合、当機構は、当該取消しによりお客様が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとし、また、当該取消しにより当機構に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。
 - ③お客様において、資産、信用状態が悪化し又はそのおそれがある場合。
 - ④当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
 - ⑤その他お申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

(申込内容の変更)

3. 申込書ご提出後、お客様においてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。この場合、料金、終了予定日等が変更となる場合があります。また、当機構が電波法に基づく較正の目的を達成するために較正内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、終了予定日等について改めて協議させていただきます。

(お申し込みの取り下げ)

4. お申し込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。料金につきましては、それまでの実費を請求させていただきます。

(較正に関する確認事項)

5. (1)当機構では、当機構が作成した要領書に基づき供試品の較正を行います。
(2)較正を行った項目の値は、当機構が供試品の較正を行った時点の測定値を報告しております。

(証明書等)

6. (1)お客様において、証明書等の複製を行う場合は以下を遵守するものとします。
 - ・一部分のみの複製を行わないこと。
 - ・デジタル発行の証明書等の場合、当機構で施したセキュリティ措置が維持されていること。
 - ・紙発行の証明書等の場合、複写であることが明確であること(当機構で用紙に施した透かしが明瞭であること等)。
- (2)証明書等に記載される環境条件が範囲で示されている場合は、較正が行われた環境範囲を示しています。
- (3)機器類に貼付されるラベル等は、別に発行された証明書等の項目についてのみ較正が行われたことを意味し、その機器類が有する全ての機能について較正が行われたことを意味しておりません。
- (4)証明書等をデジタル発行した場合において、デジタル発行した証明書等の内容に修正が必要となったときは、当機構は、修正後の証明書等(以下「新証明書等」という)をデジタル発行します。当機構が新証明書等をデジタル発行したときは、お客様は、お客様の責任において、修正前の証明書等(以下「旧証明書等」という)を譲渡又は交付した利用者全てに旧証明書等の利用停止、及び新証明書等を利用することを通知するものとします。
- (5)デジタル発行による証明書等につきましては、Adobe Acrobat (Reader等)の利用を推奨します。上記以外のアプリケーション等を利用した場合の不具合につきましては、当機構は対応しないものとします。
- (6)申込書に証明書等の発行形態の記載がない場合はデジタル発行となります。
- (7)デジタル発行及び紙発行の証明書等は、発行日が属する年度から6年度以内に限り有償で再発行いたします。

(損害賠償)

7. (1)当機構が、較正の履行に関し、当機構の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、当機構はお客様に対して直接的かつ現実的に生じた通常の損害(逸失利益、特別損害、間接利益を含まない。)についてのみ賠償するものとし、その上限額は、較正等料金相当額とします。
- (2)前項にかかわらず、当機構が供試品等を当機構の責に帰すべき事由により滅失又は毀損した場合、当機構は、当機構の責任と費用負担において修理可能などときは修理を行い、修理不可能などとき(滅失時を含む。)は、供試品等の会社法上の簿価相当額をお客様に支払うものとします。
- (3)前二項にかかわらず、以下の事項に該当する場合、当機構はその責を負わないものとします。
 - ①天災地変、その他不可抗力により、較正等業務の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当機構はその責を負わないものとします。
 - ②供試品等の輸送中に生じた損害については、当機構はその責を負わないものとします。なお、保険を掛ける場合の保険料は、お客様のご負担となります。

(支払方法)

8. 当機構は、較正業務終了後、請求書を発行いたします。お客様は、請求書受領後、30日以内に現金又は小切手を当機構窓口にてお支払いいただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込み下さい。なお、銀行振込による手数料は、お客様のご負担となります。

(異議・苦情申し立て)

9. 較正結果に関する異議又は較正業務に関する苦情は、文書により当機構にお申し出下さい。当機構において異議又は苦情の内容を調査又は審議し、当機構が必要であると判断した場合には、お客様に対し文書で回答させていただきます。

(機密保持)

10. 当機構は、較正業務を遂行する上で知り得たお客様の業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、法令または官公署からの命令・要請等があった場合には、当機構の判断で当該情報を開示することがございます。

(反社会的勢力の排除)

11. (1)お客様は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という)及び以下の事項のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)お客様は、自ら又は第三者を利用して、以下の事項のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当機構の信用を毀損し、又は当機構の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

(その他)

12. 本了承事項に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、お客様と当機構で協議の上、解決にあたるものいたします。